



福井労働局発表
平成 28 年 8 月 23 日

担
当

福井労働局労働基準部賃金室
室長 丸葉 勝彦
室長補佐 木村 和晴
電話 0776-22-2691

特定最低賃金の改正決定に関する諮問について

福井労働局（局長 早木 武夫）は、本日 8 月 23 日に開催された福井地方最低賃金審議会（会長 青垣 幹夫）において、平成 28 年度の特定最低賃金の改正決定について諮問を行った。

特定最低賃金の改正決定にあたっては、福井地方最低賃金審議会（福井労働局労働基準部賃金室内）が本日から 9 月 12 日（月）までの間、関係労働者及び関係使用者からの意見書の提出を受け付け、その後、本年 12 月発効を目途に、具体的な審議が行われることになる。

平成 27 年度においては、8 月 21 日に諮問を行い、10 月 14 日から 10 月 23 日までに 4 業種の特定最低賃金について答申があり、公示等の手続きを経て 12 月 24 日に発効となっている。

なお、現行の特定最低賃金は、別紙のとおりである。

諮問を行った特定最低賃金

- 1 福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金
（平成 6 年福井労働局最低賃金公示第 4 号）
- 2 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金
（平成 14 年福井労働局最低賃金公示第 4 号）
- 3 福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金
（平成 14 年福井労働局最低賃金公示第 2 号）
- 4 福井県百貨店、総合スーパー最低賃金
（平成 24 年福井労働局最低賃金公示第 3 号）

- 1 福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金
最低賃金額 1時間740円
効力発生日 平成27年12月24日

- 2 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金
最低賃金額 1時間821円
効力発生日 平成27年12月24日

- 3 福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金（(略称)福井県電気機械器具製造業最低賃金）
最低賃金額 1時間790円
効力発生日 平成27年12月24日

- 4 福井県百貨店、総合スーパー最低賃金
最低賃金額 1時間791円
効力発生日 平成27年12月24日

- 5 福井県各種商品小売業最低賃金
最低賃金額 1時間750円
効力発生日 平成23年12月24日